

令和7年3月26日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

九州経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

2025 年 3 月 26 日

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令(3 か月)及び指示並びに当該事業者の代表取締役に対する業務禁止命令(3 か月)について

○ 九州経済産業局は、訪問販売業者である株式会社イトケン(本店所在地:福岡市東区)(以下「イトケン」といいます。)(注)に対し、令和 7 年 3 月 25 日、特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」といいます。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 26 日から令和 7 年 6 月 25 日までの 3 か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。

(注)同名の別法人と間違えないよう法人所在地なども確認してください。

○ あわせて、九州経済産業局は、イトケンに対し、特定商取引法第 7 条第 1 項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

○ また、九州経済産業局は、イトケンの代表取締役である笹尾伸司(ささお しんじ)に対し、特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 26 日から令和 7 年 6 月 25 日までの 3 か月間、イトケンに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

○ なお、本処分は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

○ 本件は、九州経済産業局と福岡県が連携して調査を行い、福岡県も令和 7 年 3 月 25 日付けでイトケンに対する特定商取引法に基づく業務停止命令(3 か月)及び指示並びにイトケンの代表取締役に対する特定商取引法に基づく業務禁止命令(3 か月)を行いました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称: 株式会社イトケン(注)
(法人番号:6290001103065)
- (2) 本店所在地: 福岡市東区松田二丁目 9 番 21 号
- (3) 代 表 者: 代表取締役 笹尾伸司
- (4) 設 立: 令和 5 年 9 月 14 日
- (5) 資 本 金: 500 万円
- (6) 取 引 類 型: 訪問販売
- (7) 取 扱 役 務: 給湯管新設工事

(注)同名の別法人と間違えないよう法人所在地なども確認してください。

2 特定商取引法に違反する行為

役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為(特定商取引法第 6 条第 1 項)

3 九州経済産業局が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙 1:イトケンに対する行政処分の概要

別紙 2:笹尾伸司に対する行政処分の概要

なお、消費者の方のお問合せについてはこちら

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 188(局番なし)

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

- 最寄りの消費生活センターの検索はこちらから。

<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社イトケンに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社イトケン(以下「イトケン」という。)は、営業所等以外の場所である消費者宅において、給湯管新設工事に係る役務(以下「本件役務」という。)を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)を締結して本件役務を提供していることから、イトケンが行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1)業務停止命令

イトケンは、令和7年3月26日から令和7年6月25日までの間、訪問販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア イトケンが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ イトケンが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ イトケンが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2)指示

ア イトケンは、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、イトケンは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをイトケンの役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ イトケンは、訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和6年3月1日から令和7年3月24日までの間にイトケンとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の(ア)から(ウ)までの事項を、九州経済産業局のウェブサイト(<https://www.kyushu.meti.go.jp/>)に掲載される、イトケンに対して前記(1)の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和7年4月25日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について九州経済産業局長宛てに書面又は電磁的方法(通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。)により報告すること。

なお、令和7年4月8日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ九州経済産業局長宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

(ア)前記(1)の業務停止命令の内容

(イ)本指示の内容

(ウ)イトケンは、少なくとも令和6年3月に、訪問販売に係る本件役務提供契約の

解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が訪問販売に該当し、本件役務提供契約は特定商取引法第9条第1項の規定に基づく解除（以下「クーリング・オフ」という。）をすることができるものであるにもかかわらず、消費者から本件役務提供契約の解除手続の対応を委託されていた者に対し、「1年間内の2度目の契約は解約できない」などと、あたかも、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができないものであるかのように告げたこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

イトケンは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、九州経済産業局は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

○役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

イトケンは、少なくとも令和6年3月に、訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が訪問販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、消費者から本件役務提供契約の解除手続の対応を委託されていた者に対し、「1年間内の2度目の契約は解約できない」などと、あたかも、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができないものであるかのように告げた。

5 事例

（役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

イトケンは、令和6年3月に、消費者A宅においてイトケンが消費者Aとの間で締結した本件役務提供契約について、本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が訪問販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフが可能であるにもかかわらず、消費者Aのクーリング・オフの意思表示を伝えた消費生活相談員Bに対し、同月、「1年間内の2度目の契約は解約できない」などと、あたかも本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができないものであるかのように告げた。

笹尾伸司に対する行政処分の概要

1 名宛人

笹尾 伸司(ささお しんじ)(以下「笹尾」という。)

2 処分の内容

笹尾が、令和7年3月26日から令和7年6月25日までの間、以下の(1)から(3)までの事項の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社イトケン(以下「イトケン」という。)に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、イトケンが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 笹尾は、イトケンの代表取締役(特定商取引法第8条の2第1項第1号に規定する役員)であり、かつ、イトケンが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。